

令和 6 年 11 月 12 日
物流・自動車局貨物流通事業課

「物流施設における DX 推進実証事業費補助金」の3次公募を開始！！

国土交通省では、物流施設における自動化・機械化・デジタル化の優れた取組について、システムの構築や自動化機器の導入等への支援を行うことにより、物流施設におけるDXの強力な推進を図るため、「物流施設における DX 推進実証事業費補助金」の3次公募を開始いたします。

※本公募は、実際にシステム構築・連携、DX 機器の導入を同時に行い、実証を行っていただく事業者を公募するものです。

1. 事業概要

(1) 補助対象事業者

以下のいずれかに該当する者※1 です。

なお、いずれも事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていることが前提となります。

- ① 倉庫業法(昭和 31 年法律第 121 号)第3条の登録を受けた倉庫事業者
- ② 貨物利用運送事業法(平成元年法律第 82 号)第3条第1項の登録を受けた第一種貨物利用運送事業者、同法第 20 条の許可を受けた第二種貨物利用運送事業者、同法第 35 条第 1 項の登録を受けた者又は同法第 45 条第 1 項の許可を受けた者
- ③ 自動車ターミナル法(昭和 34 年法律第 136 号)第3条の許可を受けた同条第2号に規定するトラックターミナル事業者
- ④ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 83 号)第3条第1項の許可を受けた一般貨物自動車運送事業者、同法第 35 条第1項の許可を受けた特定貨物自動車運送事業者、同法第 36 条第1項の届出をした貨物軽自動車運送事業者
- ⑤ 物流不動産開発事業者
- ⑥ その他①～⑤に掲げる事業者と共同で事業を実施する事業者※2

※1 原則として、物流施設において複数社によるコンソーシアムを組み、共同で申請を行う方式も受け付けます。詳しくは事務局までご相談ください。

※2 システムベンダー等の事業者が、単独で本事業の申請を行うことはできません。

(2) 事業内容

本事業は、物流施設における自動化・機械化・デジタル化の優れた取組について、システムの構築や自動化機器の導入等への支援を行うことにより、物流施設における DX の強力な推進を図るものです。詳細は公募要領等ご参照下さい。

(3) 支援割合・上限等

- 支援割合:1/2
- システム構築・連携【1 社あたり:上限 2,500 万円】
DX 機器導入【1 社あたり:上限 1 億 1,500 万円】

※ システム構築・連携と DX 機器の導入は同時に行うことを条件とします。

2. 応募方法

下記の「物流施設におけるDX推進事務局」HPに掲載の各種申請様式をご覧頂き、必要事項をご記入の上、必要書類を添えて「物流施設におけるDX推進事務局」へご提出下さい。

<事務局 HP> <https://butsuryu-dx.go.jp/>

<国交省 HP(参考)> https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000768.html

3. 応募受付期間

令和6年11月12日(火)～11月22日(金)17時まで(必着)

4. 公募に係る問い合わせ先・申請書の提出先

物流施設におけるDX推進事務局: info@butsuryu-dx.go.jp

問い合わせ先

物流・自動車局 貨物流通事業課 岡田、上村、荒川

電話:03-5253-8111(内41345) 直通:03-5253-8297